

大野城市の住宅補助制度

安全、快適に配慮した住宅にするために利用してみませんか。
※各種補助金には、そのほか条件があります。必ず事前に問い合わせてください。

地震に備えたい

木造戸建て住宅耐震改修補助金

●対象者

昭和56年5月31日以前に建築または工事着工した市内の木造戸建て住宅の所有者

※市税に滞納がある人や、暴力団関係者は対象外

●補助金額 上限60万円

●注意事項

- ◇工事着工前に申請が必要です。
- ◇まず相談（申請前に耐震診断(3000円～)、工期や対象要件の確認が必要）

※ほかに税金の減免（固定資産税、所得税）や融資の支援が受けられる場合があります。



●申請と問い合わせ先 都市計画課市街地政策担当 ☎(580)1868

ブロック塀等撤去費補助金

●対象者

道路に面しており、高さが1m以上あるブロック塀などの所有者または管理者

※市税に滞納がある人や、暴力団関係者は対象外

●補助金額 上限16万円

撤去するブロック塀の長さ(m)×8000円もしくは撤去費用の2/3のどちらか低い額

●注意事項

- ◇工事着工前に申請が必要です。
- ◇まずは補助対象になるか市で診断します。



太陽光発電設備を設置したい

住宅用太陽光発電システム等設置費補助金

●対象者

自ら市内に住民登録をしている住宅に居住し、設置契約を平成24年4月以降に行い、電力会社と、電灯契約・余剰電力の販売契約を締結した人

※同一の住宅で本補助を受けたことがある人、市税に滞納がある人や、暴力団関係者は対象外

●補助金額（予算がなくなり次第、受付終了）

- ◇基準額 1kwあたり3万円(補助上限は4kw)
- ◇加算額 市内の事業者が設置した場合は、1kwあたり5000円を加算

※令和2年4月1日以降に住宅用蓄電池システムを同時設置した場合は8万円加算

●申請と問い合わせ先

環境・最終処分場対策課環境政策担当

☎(580)1886

自宅をバリアフリーにしたい

高齢者・障がい者住宅改造費助成

●対象者

世帯の生計中心者が市町村民税非課税で、次のいずれかに当てはまる人

- ①65歳以上で要介護（要支援）認定を受けている
- ②64歳以下で身体障害者手帳（1・2級）または療育手帳（A）を所有している

●補助金額 上限30万円

●注意事項 工事着工前に申請が必要です。必ず事前に相談してください。

●申請と問い合わせ先

- ①長寿支援課介護サービス担当 ☎(580)1860
- ②福祉課障がい福祉担当 ☎(580)1853